

研究運営委員会規程

平成 20 年 11 月 15 日 地域安全学会理事会承認

(総 則)

第 1 条 本規程は、地域安全学会（以下、学会という）に設置する研究運営委員会（以下、委員会という）の運営に関する事項を定める。

(委員会の目的)

第 2 条 委員会は、学会が自主的に実施する研究（以下、企画研究という）の実施、ならびに、外部からの委託申し出によって行う研究・調査（以下、受託研究という）の実施を行い、地域社会の安全性の向上に関する学術・文化・社会の進歩発達に寄与することを目的とする。

(委員会構成員)

第 3 条 委員会の構成員は、理事会の互選によって任命する、委員長、副委員長の他、個別の企画研究を実施する各企画研究小委員会の主査、個別の受託研究を実施するために必要に応じて設置する各受託研究小委員会の受託研究事務代表者によって構成する。

第 4 条 各企画研究小委員会の主査及び委員の選出方法は別に定める。

第 5 条 各受託研究小委員会の受託研究事務代表者及び委員の選出方法は別に定める。

(企画研究・受託研究の実施)

第 6 条 研究運営委員会は、各企画研究小委員会が実施を予定する企画研究、ならびに各受託研究小委員会が受託を予定する受託研究の計画について、理事会に先行して協議するものとする。

第 7 条 そのほか、研究運営委員会は、必要に応じて、企画研究、受託研究に関する事項について、円滑な実施のための検討を行う。

第 8 条 企画研究及び受託研究の実施に当たっては、各企画研究小委員会、または、各受託研究小委員会がその目的、内容、経費等について、事前に理事会に諮り、承認を得るものとする。

第 9 条 企画研究及び受託研究の実施によって得られた成果、ならびに公表もしくは報告の計画については、各企画研究小委員会、または各受託研究小委員会が理事会に諮り、承認を得るものとする。

付 則

- 1 この規程に明記されていない事項については、研究運営委員会が理事会と協議のうえ定める。
- 2 この規程は、平成 20 年 12 月 1 日より施行する。